

「女のからだ」という戦場 —荻野美穂『女のからだ—フェミニズム以後』（2014）を読む—

イザベル・ファスベンダー

目次

はじめに

1. 「女のからだ」をめぐる抵抗運動が歩んできた歴史
2. 『女のからだ』の特徴・意義
3. 現在日本社会における「女性の健康」をめぐる議論
むすび

はじめに

先進諸国においては、健康であることは権利として位置づけられているが、福祉制度に負担を掛けないように、自身の健康は自分で管理することが社会的に義務づけられているともいえる。「健康」というのは、WHO（世界保健機構）の定義によると、「病気でない、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にある」ことをいう¹。

自分のからだは自分のものであるとして「健康」が目指されることは当然であると思われるかもしれないが、少なくとも女にとっては、それは当然なことではなかった。そして、それはいまも当然のことではない。女性の身体の管理は、近代国家の成立とその展開に沿って、国家権力に代表される男性集団によってこれまでずっと行われてきた。それに抵抗して、長年、女性たちによって一異なる形ではあっても、いまでも続いている一闘いがくりひろげられてきたのだ。

管理される身体を、女性自身の手に取り戻そうとする運動は、特に60年代にアメリカでおこったのを端緒として、あらゆる地域で生まれ、グローバルに広がっていった。こうした女性の身体をめぐる一第二波フェミニズムの一つの側面である—「闘い」は「女の健康運動」²と呼ばれる。

本論文で取り上げる『女のからだ—フェミニズム以後』³（以下、『女のからだ』）は、こうした国境を越えて広がる女性の抵抗運動の精神を、日本において初めて、非常にアクセスしやすい形で描きだした作品である。

具体的な議論に入る前に、『女のからだ』の著者である荻野美穂について簡単に紹介しておきたい。荻野は、奈良女子大学、京都文教大学、大阪大学にて教鞭をとった後、2009年から同志社大学に在籍している。専門は、性と生殖の歴史、ジェンダー研究であり、その数多くの著書ではとりわけ「社会の中でいかに個人の性や生殖が管理されてきたか」というテーマを中心に扱っている。荻野は、日本の「生殖・身体の管理」についての歴史的研究における先駆者として著名な研究者である。さらに、国境を越え、西洋、とりわけアメリカ社会の「生殖」をめぐる諸側面に関する研究を日本に紹介し、日本の「性」をめぐる研究、そして女性史学に、非常に重要な貢献をしてきた。彼女の研究対象の重要なものとして、アメリカと日本における中絶と避妊の歴史、また、それに関する運動があげられる。荻野は主に近代社会の歴史的展開に目を向け、現在に至るまでの「産む・産まない」ことを中心とした女性の身体観の変遷について議論を進めてきた。

代表的な著書の中に『生殖の政治学—フェミニズムとバース・コントロール』⁴、『中絶論争とアメリカ社会—身体をめぐる戦争』⁵、『ジェンダー化される身体』⁶、『「家族計画」への道—近代日本

2014、106頁）というように、荻野によって意識的に使用されている言葉であるからである。本稿においても、こうした抵抗精神を引き継ぐことにしたい。

³ 荻野美穂『女のからだ—フェミニズム以後』（岩波書店、2014年）。

⁴ 荻野美穂『生殖の政治学—フェミニズムとバース・コントロール』（山川出版社、1994年）。

⁵ 荻野美穂『中絶論争とアメリカ社会—身体をめぐる戦争』（岩波書店、2001年）。

⁶ 荻野美穂『ジェンダー化される身体』（勁草書房、2002年）。

¹ 日本WHO協会「健康の定義について」

<http://www.japan-who.or.jp/commodity/kenko.html> アクセス2014年11月。

² 本稿においては、「女性の健康運動」ではなく、荻野と同様に「女の健康運動」という表現を使用する。それは、『女』あるいは「おんな」という言葉が、激しい自己主張を伴って爆発的に増殖しつつある」（荻野

の生殖をめぐる政治』⁷などがある。さらに、荻野は、ジェンダー研究における画期的な著作であるジョーン・W.スコットの『ジェンダーと歴史学』⁸の訳者でもあり、その翻訳家としての仕事からも、日本におけるジェンダー史研究における中心的人物の一人であることがわかる。

『女のからだ』は、これまでに至る荻野の研究の成果が凝縮し、結晶化したものである。社会権力による女性身体の管理とそれに対する女たちの抵抗運動に焦点をあて、60年代からの日本とアメリカの第二波フェミニズムにおける「女の健康運動」の歴史的展開を具体的に描写している。その運動の中では、女性の「自己決定権」、つまり産むか産まないかを自ら主体的に決めることができる権利を求めることが一つの核心的主張であった。そのために、避妊と中絶への女性の権利とアクセスが、女性運動家の中心的な興味関心であった。本書では、「女の健康運動」の歴史の流れを、現在の身体・性・生殖に関わる問題までつなげて思考する地平が示される。「女のからだ」をめぐる議論の展開においては、60年代から80年代までに中絶や避妊、つまり「産まないこと」に焦点が当てられてきたが、それ以後においては、「産むこと」をめぐる新たな問題が浮上してきた。この新しい問題と密接に関係する「生殖技術」がもたらす倫理的な問いかけに、フェミニズムは現在、いかに応答することが求められているのか。フェミニズムが直面する今日的課題の背後にある歴史の糸を手繰り、「女のからだ」はどういった社会的状況において、現在まで「戦場」であり続けてきたのか、本書は鮮やかに描き出している。

『女のからだ』は、専門家のみならず、より幅広い読者を対象とした本である。これまで蓄積されてきた荻野の研究成果を、より多くの人々に伝えることも執筆の意図にあったものと思われる。それは、「女のからだ」をめぐる今日の政治状況について、喫緊に議論される必要性から産まれた戦略であると想像される。というのも、今日のグローバルな資本主義社会において台頭する、新自由主義や新保守主義の流れのなかで、「女のからだ」

は、その家父長制的で国家主義的なイデオロギーのもと、ますます周縁化され、客体として商品化され、抑圧されているからである。とりわけ、2012年末に発足した安倍政権のもと極端な保守主義をとる日本において、その風潮は顕著なものとなりつつある。本稿は、現代日本社会において顕在化している「女のからだ」の問題を念頭におきつつ、その抵抗のために必要な知をいかに本書から汲み取れるか、読み解くことを目的としている。

本稿における議論の流れは次のようなものとなっている。まず本書の構成や章立てを確認してから、それぞれの章についての要旨をとらえ、内容を紹介する。その際には、特に各々の章が本書全体に資する役割と目的を明確にすることを重視する。その後、本書で議論されている先行研究で重要なもの、および本書で触れられていないが重要とおもわれる先行研究の整理・検討を行うことで、荻野の議論をより深め、本書の意義と特徴について考察を行うことを試みたいとおもう。

続いて、荻野の本書がもつ今日的な視点をふまえ、「女の健康の包括的支援に関する法案」に関する議論とその背景にスポットをあてることで、荻野の研究の延長線上にある現代日本社会における「女の健康」をめぐる問題についての考察を行う。それは本法案に対する議論が、「女の健康」、「女のからだ」についてこれまで問題とされてきた様々な言説が顕在化し、現在進行形で戦われている、非常に重要な前線だからである。

1. 「女のからだ」をめぐる抵抗運動が歩んできた歴史

以下では、まず『女のからだ』でとり上げられている内容について概観していく。本書は序章と終章に加え、全5章から構成されている。章立ては以下のようになっている。

- はじめに一フェミニズムと女のからだ
 - 第一章 女の健康運動——一九七〇年代のアメリカ
 - 第二章 地球を旅する本——『私たちのからだ・私たち自身』の軌跡——
 - 第三章 日本のウーマン・リブと女のからだ
 - 第四章 一九八〇年代の攻防と、その後
 - 第五章 生殖技術という難問
- おわりに一女のからだは誰のもの

⁷ 荻野美穂『「家族計画」への道—近代日本の生殖をめぐる政治』(岩波書店、2008年)。

⁸ ジョーン・W.スコット著、荻野美穂訳『ジェンダーと歴史学』(平凡社ライブラリー、2004年)。

序章の「フェミニズムと女のからだ」においては、本書全体のテーマを理解する上で必要な、女性解放運動に関する基本知識が紹介されている。また、本書の意義とその議論の展開の仕方についても前置きされている。荻野は、「女の健康運動」を「フェミニズムの知られざる側面」⁹であり、これまでほとんど論じられてこなかったことを問題意識として強く感じ、それに焦点をあてることに本書の意義があると述べている。アメリカと日本を舞台に「女の健康運動」が展開されてきた流れを概観していくことで見出される課題を、歴史的な・社会的な背景に結びつけ、両国における運動の間の共通点と差異を検討しながら議論をすすめると、ここで表明されている。

第一章「女の健康運動—1970年代のアメリカ」では、女性解放運動・第二波フェミニズムが産み出した「女の健康運動」（英：Women's Health Movement）のアメリカにおける起源と歴史的展開、また、その背景にあった運動家たちの問題意識がまとめられ、紹介されている。男性中心主義的な社会においては、女性の身体の管理が男性集団によって制度的にも医学的にも行われ、女性自身が自らの身体と向き合う機会が不足し、身体についての知識は男性集団（医師など）の特権のようなものとして囲い込まれるようになっている。「女の健康運動」では、こういった社会の権力構造が問題点として意識され、「女のからだ」を女自身の手に取り戻すことが目指されたと荻野は述べる。

その中で、特に中絶と避妊は女性の性と自身の身体に対する自己決定権をめぐる象徴的な議論であったことが本章において明らかにされている。「女の健康運動」において、1973年の中絶の合法化以前のカウンセリング、安全に中絶を受けられる医者を紹介する女性自身による活動などが各地で広がっていた。こういった活動によるコンシャスネス・レイジング（意識変革・意識高揚を目指す運動形態）の影響で、中絶に関する法律も緩和され、中絶の位置づけのシフトがおこり、「犯罪としての中絶」から「女性の憲法上の権利」¹⁰への意識変化がおこったことが示されている。

中絶問題に並んで、ピル（経口避妊薬）などの様々な避妊法と、その女性の身体への影響・被害も、アメリカの「女の健康運動」における、もう一つの主題であったことが述べられており、そのテーマをめぐる活動の社会的効果について具体的に検討されている。例えば、1975年にワシントンを中心に「全米女の健康ネットワーク（National Women's Health Network, NWHN）」等の組織が女性活動家によって結成され、「インフォームド・コンセント」（告知に基づく同意；手術等に際して医師が病状や治療の選択肢等を分かりやすく説明してから、治療方針に関して患者の合意を得ること）という概念に基づき、女性によって経営されたセルフ・ヘルプ・クリニックが全国に登場し、その運動は次々に広がっていった。1980年代に入ると、ロナルド・レーガン政権下での保守的な政策の下で、ほとんどのクリニックは閉鎖に追い込まれたという歴史も、本章において力点がおかれ紹介されている。

中絶をめぐる論争は、例えば荻野の『中絶論争とアメリカ社会』において詳細に分析されてきた内容であるが、本章においても登場する。さらに、医師に頼らず、自分の子宮口をスペキュラムを使い見ることで自らの健康の管理を奨励する運動や、「ジェーン」という中絶の合法化前に安全な中絶へのアクセスを提供した女性グループに関する内容などは現地の文献にアクセスできない日本の読者にとっては新鮮な内容であろう。

第二章「地球を旅する本 —『私たちのからだ・私たち自身』の軌跡—」においては、「女の健康についてのバイブル」とも呼ばれるようになった一冊の本、『私たちのからだ・私たち自身』（*Our Bodies, Ourselves* (OBOS)）について述べられている。

荻野はその本を、「世界中の人種も文化も政治・経済状況も異なる地域に生きる女たちによって訳され、読まれることで、どのように女の健康運動をグローバルに増殖させていったかを紹介」¹¹するものとしてその大いなる価値を認めている。OBOSは、1970年にアメリカで初版され、現在まで400万部以上販売された上、25以上の言語に翻訳されている。この本の主な目的は、「女の健康」

⁹ 荻野『女のからだ』、15頁。

¹⁰ 同上、29頁。

¹¹ 同上、66頁。

についてなるべく詳細な情報を提供し、男性主義的社會でタブー化されてきたようなことも、女性としての肯定的経験と捉え、より身近なものとして語るということにある。その語りは、女性自らが身体を自己管理する能力を増進し、医療制度や医者意思に依存せず、自己決定できるように知識を身につけさせる、女性のエンパワーメントをめざしたものであった。*OBOS*は、「女の健康運動」において、女性の抵抗の手引きの書として象徴的なものであった。「恥」や「タブー」の対象にされてきた女性の身体の仕組み、女性のからだに起こる特定の月経、出産などの現象、女性のセクシュアリティの多様性、欲望等について、当事者である女性たち自身が初めて主体的に開かれた言葉で語ったのである。その開放的な語り方と、内容の具体的な提示の仕方は、当時の女性たちにとって革命的であり、「からだと医療についての女たちの意識や態度の変化をもたらすうえで、一つの重要な契機となった」¹²と荻野はこの書物を高く評価している。

世界を旅し、女性たちに勇気と力を与えてきたこの本は、荻野によってはとりわけ、「知識は力なり」¹³、「女たちの経験の重視」¹⁴、「当事者によって語らせる」¹⁵、「成長し続ける団体プロジェクト」¹⁶というマニフェストに関心の焦点がおかれ紹介されている。

日本においては、*OBOS* 第一版は1974年に、第二版は1988年に出版された。前者はリブ関係の本としてはベストセラーとなったものの、後者はロングセラーにならず、絶版となっている。荻野自身は第二版において翻訳者として、*OBOS* の日本への紹介を力強く推進した活動者の一人であった。

荻野は、アメリカで始まった「*OBOS* 運動」が、日本を含め全世界の女性たちをつなげる力を持っていたことを主張する。この *OBOS* について論じられた第二章は、本書において第一章のアメリカで生まれた「女の健康運動」と第三章と第四章で取り扱われている日本の「健康運動」の間の橋渡しの役割を果たしている。

第三章「日本のウーマン・リブと女のからだ」

¹² 同上、101頁。

¹³ 同上、75頁。

¹⁴ 同上、76頁。

¹⁵ 同上、79頁。

¹⁶ 同上、82頁。

では、日本のウーマン・リブ誕生の歴史的な背景とアメリカの運動との関係性について論じられる。荻野は、日本のリブはアメリカの借り物ではなく「強い内発性と必然性を持った現象だった」¹⁷という視点を多くの日本のフェミニストと共有している。本章において荻野は、1948年に成立した「優生保護法」¹⁸をめぐる70年の論争にまで遡り、さらにピル認可をめぐる論争も含めて「女の健康運動」として語る。「女の健康運動」としてリブの運動をとらえるこうした見方は、これまでの日本女性史研究において見られなかったものであり、荻野はここで既存研究に新たな見方を提供したといえる。

「女のからだの日常から」¹⁹と題された部分において、「ベビーカー締め出し反対運動」や生理休暇をめぐる論争を具体的にとりあげながら、この時代の女性が直面した諸問題が立体的に描写されている。荻野は、抽象的な概念を通じてではなく、具体的な例をあげながら運動の歴史的展開を丹念に記述することで、「女の性とからだ」がいかに国家や資本の論理のもとで「日常の中の『戦場』」²⁰となっているのかを浮かび上がらせ、女性と権力との闘争の歴史を描き出す。

第四章「1980年代の攻防と、その後」においては、80年代の優生保護法改定に関する保守派と女性運動家との対立が取り上げられている。この抵抗運動は、70年の「リブの時代からの遺産を引き続きつ」²¹なされたものであると荻野は指摘する。日本でも、アメリカと同様に「プロライフ派」（直訳すれば、生命尊重派。中絶反対派）対「プロチョイス派」（選択尊重派。中絶賛成派）という激しい対立が生じた。両国の間の反中絶派の連携も明らかにされている。

本章においては、現在でも活躍を続けている日本の女性解放運動におけるキーグループ「82 優生保護法改悪阻止連絡会」（1996～現・SOSHIREN

¹⁷ 同上、110頁。

¹⁸ 1948年に成立し、「経済的理由」による中絶が合法化された。法律の成立の背景に敗戦後の食糧難や住宅難、「ヤミ中絶」の問題、そして人口過剰への危機感があった。結果としては、出生率は急速に低下した。

¹⁹ 『女のからだ』、132頁～。

²⁰ 同上、138頁。

²¹ 同上、142頁。

女（わたし）のからだから）²²に焦点があてられている。荻野によると、SOSHIRENは少人数グループであったにも関わらず、「70年代リブの理念を引き続き、80年代以降の女のからだをめぐる政治と医療状況に対してつねに積極的に発言と批判をおこない、他の女たちやグループとも連帯しながら一定の影響力を行使し続けてきた」ため、「日本における女の健康運動の一つの重要な核となってきた」²³のだという。SOSHIRENの展開する「女の健康運動」における女性の自己決定権の要求に着目し、また彼女らと障害者グループとの連帯にもひとつの焦点が当てられている。『阻止連ニュース』などの資料を手がかりに、彼女らの思想と運動が分析されている。

さらに、数多くの女性が不当な子宮・卵巣摘出という手術を受けさせられた事件、「富士見産婦人科病院事件」とそれに対する反対運動について詳細に論じられている。そして日本でも誕生した「女のためのクリニック活動」が紹介されている。

第五章「生殖技術という難問」においては、現在における「女のからだ」をめぐる状況の変化について述べられ、議論の焦点にあるシフトが起こったことが示されている。これまで「産まないこと」を女性の権利として認識させるための長い闘いが続いてきた一方、1980年に入ってから晩婚などの社会的な状況によって引き起こされる不妊の問題を背景に、「産むこと」の権利をめぐる新たな問題が浮上してきたのである。

この「産まないこと」から「産むこと」への要求のシフトを背景として、あらたに登場してきた生殖援助技術が、生殖という現象にとって持つ意味が新たに考えられねばならなくなったのだ。荻野はそれを、「生殖過程の部分化と外部化」、「生殖の脱セックス化と商品化」、そして「生殖細胞への人為介入の可能性」という三つの問題系において捉えている。

さらに、アメリカと日本における社会的背景の差異を踏まえつつ、不妊とフェミニズムの関係性が論じられる。60・70年代に比べればより社会的

な平等を享受する女性が今日において直面する、からだをめぐる複雑な問題がここでは描かれている。例えば、アメリカにおいては、代理出産や卵子提供等の生殖技術に対して、フェミニズムは大きなジレンマを抱えていると荻野は述べている。代理出産は女同士の相互扶助であるというスタンスもあると同時に、逆にビジネスの手段となるなど、女の搾取に繋がるという見方もあり、意見が大きく分かれている。生殖補助医療に対する法制定が未だに定められていない日本においても、何が女性の利益であるか、何が女性の性能力の新たな搾取に繋がるか、女性の「チョイス」は何を意味するのかということが、議論の対象になっていると荻野は述べる。

荻野は、「卵子の老化」²⁴について、その情報提供の在り方とそれに対するフェミニストたちの反発との両方に複雑な想いを抱いている。女性の身体をめぐる情報提供は女たち自らのエンパワーメントにもつながるにも関わらず、こういった情報は女性を母性に還元してしまいうる、という葛藤である。しかし、「卵子の老化」の情報普及の背景には実は少子化政策があるという問題、さらに、「女性手帳をめぐる議論」において、政府の「女性の無知やわがままが少子化の大きな原因であるかのような短絡的発想が透けて見えた」²⁵と指摘するなど、現在における「女性のからだ」をめぐる権利が未だ守られていないことの困難が示されている。本章の役割は、これまでの歴史的研究の成果に基づきつつも、過去を越えて、現在から未来に向けて、社会的にも倫理的にも新たな問題を産み出す「生殖技術」を論じることによって、現在社会の動向と「女のからだ」との関係を意識させることである。この部分は、本書のもつアク

²² 1996年にSOSHIRENに改称され、現在に至っている。名称変更の背景には、1996年に優生保護法は改訂され、優生学的条文が全部削除、「母体保護法」に名称変更されたことがある。

²³ 荻野『女のからだ』、191頁。

²⁴ 「卵子の老化」という問題は、特に2012年、NHKのTV番組シリーズ「クローズアップ現代」のある放送「産みたいのに産めない—卵子の老化の衝撃」という2月14日の放送以後に声高に提唱されるようになった。その番組において、不妊治療・検査を行ったことのある夫婦は、6組に1組がいると指摘され、その背景に女性の社会進出につれ晩婚化が進み、35歳を過ぎて不妊治療を始める女性が増えているという問題が検討されている。様々な生殖技術が進歩しつつあるにも関わらず、今も老いを克服できないのが、ヒトの卵子であると主張される。こういった現象は「卵子の老化」と名称され、注目されている。

²⁵ 荻野『女のからだ』、214頁。

チュアリティをもっともよく顕すところである。荻野は既に2008年に書かれた『「家族計画」への道』の「おわりに」²⁶において、生殖援助医療技術への興味関心を示唆していたが、本書において初めて、それを一つの軸として論じた。

「終わりに」では、これまで見てきたような「女の健康運動」の流れをふまえ、現在の女は自由になったのかという主題に目が向けられている。女の自立、生殖における女性自身の意思が尊重され、女性は以前に比べれば多様な生き方を選べるようになり、性・健康や身体に対する情報の量や入手手段が増えたと、荻野は主張する。しかし同時に、「からだ音痴」²⁷の女性が増加しており、社会的な「美」規範の抑圧を受け、拒食症などによって、身体とうまく折り合うことができない女性の存在が目立つことも指摘されている。荻野は結論として、身体を過剰コントロールしようとする傾向は現代社会の特徴であり、生殖技術の開発などによって「からだを女自身の手に取り戻す」ことから、かけ離れた状態になってしまったと訴える。「自由」と「解放」はむしろ医療テクノロジーと資本主義市場への依存の上に成り立っているとされる。荻野は、本書を、明確な結論を備えた完結されたものとして世に差し出したのではなく、むしろ、これまで続けられてきた、そしてこれからも続けられていくであろう、女性自らが「女のからだ」を管理する権利を獲得していく「闘い」の、新たな出発点として位置づけている。

2. 『女のからだ』の特徴・意義

本章においては、まず『女のからだ』で参考文献としてとりあげられている先行研究、ならびにとりあげられてはいないが、関連されるべき重要な先行研究を提示し、本書の議論と重ねて検討する。そうすることで、本書の成立の背景にある、これまでなされてきた議論の蓄積がより鮮明なものとなり、『女のからだ』において荻野によって提示された、新しい視点の重要な価値がより明確になるだろう。それによって、本書において為された議論がもつ意義や特徴を浮き彫りにしたい。

「女の健康運動」という表現は、荻野も指摘²⁸するように日本であまり使われてこなかったし、そもそも、アメリカで展開されてきた「女の健康運動」についての研究の紹介も十分に進められてきたとは言い難い。例外としては、ヤンソン柳沢由美子の研究が挙げられる。彼女は『リプロダクティブ・ヘルス/ライツ』²⁹において「リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、女性の健康運動の中から産まれた概念である」³⁰と述べているものの、その運動の詳細よりも、リプロダクティブ・ライツ³¹という概念の具体的な意義に焦点をあてて、議論を試みている。『女のからだ』におけるアプローチと異なり、「女の健康運動」自体について論じているとは言えない。荻野が、アメリカと日本における、「女性のからだ」をめぐる問題を取り扱う諸運動を「女の健康運動」として包括して位置づけ、その歴史的展開とそれぞれの運動の結びつきを論じた『女のからだ』は、日本において先駆的な仕事であると言える。

一方で、アメリカにおいては、自国の「女の健康運動」(英: Women's Health Movement)に関する研究は盛んに行われてきた。その中には、サンドラ・モーガン『あなた自身の手に一アメリカにおける「女の健康運動」、1969～1990年』(未邦訳)³²やウェンディ・クライン『知の身体—第二波におけるセクシュアリティ、生殖と女の健康』(未邦

²⁸ 同上、15頁。

²⁹ ヤンソン柳沢由美子『リプロダクティブ・ヘルス/ライツ—からだ性と、わたしを生きる』(国土社、1997年)。

³⁰ 同上、10頁。

³¹ 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の定義は、1994年にカイロで開催された第三回国際人口・開発会議で設定された。リプロダクティブ・ヘルスは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力をもち、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを定める自由をもつことを意味する。男女とも、自ら選択した安全かつ効果的で、経済的にも無理がなく、受け入れやすい家族計画の方法、ならびに法に反しない他の出生調節の方法についての情報を得、その方法を利用する権利、および女性が安全に妊娠・出産でき、また、カップルが健康な子どもをもてる最善の機会を得られるような適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利が含まれる。この権利は、特に女性の健康と性における自己決定権への意識を大きく変化させた。

³² Sandra Morgan, *Into your own Hands: The Women's Health Movement in the United States, 1969-1990* (Rutgers University Press, 2002).

²⁶ 荻野『「家族計画」への道』、307頁～。

²⁷ 荻野『女のからだ』、239頁。

訳)³³が代表的な例としてあげられる。モーガンとクラインの研究書は、荻野の『女のからだ』において重要な先行研究として参照されている。モーガンは『あなた自身の手に』において、『女のからだ』の第一章で取り上げられている、アメリカの「女の健康運動」について詳細に紹介している。また、運動誕生の社会的背景と問題意識の形成、そして主にセルフ・ヘルプ・クリニック等の「女の健康運動」に関わる組織が70～90年代において展開したチャレンジ、状況へのコミットメントとそのあり方の変化について論じている。

クラインの『知の身体』においては、OBOSの誕生・方針と発展などに関する内容と並んで、医療制度における「女のからだ」の問題にも目が向けられている。クラインは、国家や医療世界の男性が握っている「権力」が占領してきた「女のからだ」についての「知」を奪回する闘いとして、「女の健康運動」を描く。男性と女性の間の身体的差異の強調が、女性差別の起源であると訴えたフェミニズムにおいて、こういった「女のからだ」の特性を強調するのは非常にポレミックなアプローチでもあったことも、クラインの重要な主張のひとつである。荻野も、『女のからだ』の序章において、こういった問題をラディカル・フェミニズムの性差マキシマリズムとリベラル・フェミニズムの性差ミニマリズムの相克として、それぞれのアプローチを整理することで、十分に視野に入れている。「女の健康運動」は性差を重視するラディカル・フェミニズムと「密接なかかわりのなかから産まれた」³⁴とのべられ、フェミニズムの中の対立に「女の健康運動」の成立を明確に位置づけている。

荻野は、主に第一章において、この二冊に多くを拠っており、その内容を要約した形で、紹介し、アメリカの「女の健康運動」の精神を日本の読者に伝えている。荻野は、日本においては、すでに厚い蓄積のある日本のウーマン・リブに関する研究と、十分に紹介されてこなかったアメリカの「女の健康運動」の研究を組み合わせることによって、新しい歴史の読み方を提示している。

『女のからだ』の第三章と第四章で取り上げられている日本の「女の健康運動」は、前述のように、これまでその名が与えられて論じられては来なかった。しかし、ウーマン・リブに関する幅広い先行研究において、「女のからだ」について非常に多くの議論が存在する。

荻野も参考にしたリブに関する多くの資料は、満口明代、佐伯洋子、三木草子編の『資料日本ウーマン・リブ史』³⁵におさめられている。1969年から1982年までに出されたリブ関係の資料文献がまとめられている資料集で、リブに関する研究はこの資料集に多くを拠っている。

リブに関する先行研究の重要なものとして二冊を挙げたい。秋山洋子の『リブ私史ノート—女たちの時代から』³⁶においては、著者自身のリブとの出会いを出発点に、日本のリブ内部からの運動の分析が行われている。一つの重要なテーマになるOBOSに関する内容³⁷は『女のからだ』の第二章において参照にされた通りである。

『銃後史ノート戦後篇8—全共闘からリブへ』³⁸も『女のからだ』の重要参考文献として挙げられる書物である。70年代のウーマン・リブを振り返るエッセイ、インタビュー、座談会などを含め、当事者がリブの時代について語っている。荻野は、そこからリブの中で「女のからだ」に関する議論がいかになされてきたかということを読み取り、「女の健康運動」として位置づけ、分析を行う。

さらに、日本においては、「中絶と避妊」の諸問題、そして特に優生保護法をめぐる議論が、女性の身体や健康をめぐる運動に関する議論として顕著になされてきた。日本における中絶と避妊に関するポリティックスに焦点を当てる一つの重要なアメリカの先行研究としてあげられるのが、ティアアナ・ノーグレンの『中絶と避妊の政治学—戦後日本のリプロダクション政策』³⁹である。荻野によっても2008年の『「家族計画」への道』におい

³³ Wendy Kline, *Bodies of Knowledge: Sexuality, Reproduction, and Women's Health in the Second Wave* (The University of Chicago Press, 2010).

³⁴ 荻野『女のからだ』、14頁。

³⁵ 満口明代、佐伯洋子、三木草子編『資料日本ウーマン・リブ史』I～III (ウイメンズブックストア松香堂書店、1992～1995年)。

³⁶ 秋山洋子『リブ私史ノート—女たちの時代から』(インパクト出版会、1993年)。

³⁷ 同上、154-170頁。

³⁸ 女たちの現在を問う会編『銃後史ノート戦後篇8—全共闘からリブへ』(インパクト出版会、1996年)。

³⁹ ノーグレン・ティアアナ著、岩本美砂子・塚原久美訳『中絶と避妊の政治学—戦後日本のリプロダクション政策』(青木書店、2008年)。

て「優れた研究」として評価されている⁴⁰本書は、1999年の日本における一アメリカより40年間ほど後の一ピル解禁の直後にアメリカで⁴¹出版された。日本においては翻訳版が、2008年に出版されている。本書は日本の避妊と中絶をめぐる戦後の政治過程とそれに関係がある利益集団の役割を紹介しながら、日本の「矛盾」の謎の背景を解明・説明することを試みる。その「矛盾」とは日本の中絶政策が相対的に「進歩的」であったのにもかかわらず、避妊政策は相対的に「保守的」であったということである。ノーグレンによって、その矛盾は利益集団の自己利益のための関心と、歴史的背景の差異の結果であることが示されている。

荻野は『女のからだ』において、ノーグレンや上に挙げたリブに関する先行研究とは異なり、取りあげられている運動の興味関心の軸に「女のからだ」があるとし、それを「女の健康運動」として位置づけている。その運動の本質的な問題意識が、ある特定の国家や社会で繰り広げられた女性運動の枠組みのうち限定されるのではなく、「女のからだ」という普遍的なレベルにおいて持たれるべきであると考えつつ、具体的に第三章・第四章において、日本のあらゆる「女のからだ」に関わる運動を「女の健康運動」としてまとめている。このようなアプローチによって、アメリカで既に「女の健康運動」(Women's Health Movement)として語られてきた運動と日本のリブとの関連性、つまり「女のからだ」をめぐる、共通する根本的な問題意識や論点を描き出す。運動に関わった女性たちは、一見したところで国の法律を変えること、制度を改善すること、医療制度の問題を訴えることを目的に闘ってきたように見えるが、本書の議論の見方においては、それは結局のところ「自分たちのからだ」「自分たちの健康」について自分たちで決定する権利を手に入れるための闘いであったのだ。したがって、先行研究であげられていた論点をさらに大きな枠組みに布置したことは、注目すべき点である。

さらに、本書の内容を検討する上で参照される必要があるのは、『女のからだ』と同日に刊行され

た塚原久美著『中絶技術とリプロダクティブ・ライツ—フェミニスト倫理の視点から』⁴²である。塚原自身は、ノーグレンの『中絶と避妊の政治学』の訳者の一人でもある。『インパクション』196号に掲載されている塚原の研究書についての大橋由香子著の書評において、荻野の『女のからだ』と塚原の研究書を一緒に読むべきであるとも勧められている。大橋は、荻野と塚原の研究書に共通する「欧米フェミニズム分析のワクワクする新鮮さ」を主張する⁴³。

荻野がその「女の健康運動」の歴史的研究で重要視する「避妊・中絶」についての自己決定権を求める運動の展開について、塚原はより詳細に、その法律的・医学的・技術的側面を取り上げながら、主に「中絶」という現象に反映する、文化的に構築された思想を分析している。彼女が本書で取り上げている、日本における「中絶技術」の発達は、西洋のそれと比較すると、大変心もとなないものである(例えば2012年からWHO(世界保健機関)によって「廃れた(英: obsolete)」と位置づけられている拡張搔爬術^{そうは}という方法の日本における一般的な利用など)。塚原は、こうした時代遅れの中絶技術が日本において今なお使用されていることの要因を、女性の「リプロダクティブ・ライツ」(日本語:「性に関する権利」)があまりに意識されていないことに求めている。彼女は、「性における権利」を求めるスタンスを、フェミニスト倫理に立脚させている。フェミニスト倫理とは、女性の自己決定権、女性自身の「道徳的主体」としての役割を強調することによって、「女の健康運動」の精神を引き受け、具体的な問題解決への道に手がかりを求めていく姿勢である⁴⁴。

ヤンソンや塚原の先行研究で明らかになった様に、リプロダクティブ・ライツは今日において、女性が性の「自由」「解放」を求めるうえでの拠り所となる最も重要なタームの一つとして採用されている。『女のからだ』においては、「リプロダク

⁴⁰ 荻野『「家族計画」への道』、viii頁。

⁴¹ Tiana Norgren, *Abortion Before Birth Control: The Politics of Reproduction in Postwar Japan* (Princeton University Press, 2001).

⁴² 塚原久美『中絶技術とリプロダクティブ・ライツ—フェミニスト倫理の視点から』(勁草書房、2014年)。

⁴³ 大橋由香子「新技術がもたらす変化と無縁な日本を浮き彫りにする」『インパクション』第196号(インパクション出版会、2014年8月9日)、157-160頁。

⁴⁴ 塚原『中絶技術のリプロダクティブ・ライツ』、263頁。

ティブ・ライツ」というタームへの直接の言及が
少ないものの、それを求める運動の背景にある女
性の「闘い」を刻銘に描いている。確かに、荻野
と塚原の研究書を一緒に読むことによって、「女の
健康運動」の中で論じられてきた問題がより具体
的に浮かび上がって来ると思われる。

まとめるならば、『女のからだ』の魅力として特
に以下の二点を主張したい。国境を越えて繰り広
げられてきた「女のからだ」をめぐる運動を「女
の健康運動」というタームでまとめ、主に日本と
アメリカの運動を接続して考えることで、その最
も根本的かつ普遍的な精神を把握することに貢献
していることが一点目である。二点目には、おそ
らく日本社会にまだ十分に浸透していない「リブ
ロダクティブ・ライツ」という概念が登場する背
景となる「女の健康運動」の歴史の変遷を描き出
すことによって、今日求められる重要な思想や現
代の女性の身体をめぐる諸問題が、いかに歴史の
なかで形成されてきたかを明らかにし、それにつ
いて考察する際のヒントが提供されている。

さて、なぜ今日において、「女のからだ」につ
いて考えることが必要であるのかを次節において具
体的な例を一つ挙げながら、考えていきたい。

3. 現在日本社会における「女性の健康」をめぐる 議論

荻野にとって、歴史は「過去」の問題として語
られるべきものではなく、現在まで連続したもの
としてとらえられている。その姿勢は、本書の特
徴の一つである。荻野は執筆にあたっての自著紹
介において次のように述べている。

女の健康運動がさかんだった時代と比べ
ると、現代の女たちはずっと多くの情報が
簡単に手に入るようになり、生き方の選択
肢も増えたように見えます。でも、わたし
たちは本当に自分のからだや性の主人公と
して、自由に生きられるようになったので
しょうか。もしかしたら「自己決定」や「選
択」の名のもとに、女のからだや性はまた
しても医療産業や企業社会、あるいは市場
の望む方向へと巧妙に誘導されたり、管理

されたりしているのではないのでしょうか。
そうした「いま」の問題を考えるためにも、
ぜひ近い過去の女たちの奮闘の歴史をふり
返ってみてほしいと思います。⁴⁵

本書は「女の身体をめぐる『いま』の状況はど
うなっているか」ということを広く人々が考える
ための手がかりとなることを企図して執筆された
と考えることができる。その精神を引き受けつつ、
本稿においては、本書で荻野がまとめてきた「歴
史」を、「いま」の日本における女性の身体と健
康の問題につなげて考え、以後、議論を展開して
いきたいと思う。とりわけ、現在の日本の「女性
のからだの健康」をめぐる政治的・社会的議論の
中心となっている「女性の健康の包括的支援に関
する法案」をめぐる諸議論をとりあげ、そこに、
荻野が整理してきた「女の健康運動」において争
点となってきた論点がいかに重要な背景となっ
ているかを考察する。

現在の、そして一定の未来まで含めた、日本社
会における「女性の健康・性の管理」の問題を考
える際、本法案を取り上げることは非常に意味が
あるだろう⁴⁶。その理由として、次の点があげら
れる。法案に反対する市民運動の言説を見ていく
ことによって、60年代から続いてきた「女のから
だをめぐる闘い」の連続性が、ここに像を結び、
アクチュアリティをともなって確認できるという
ことである。本法案における議論を検討すること
によって、現代日本社会における「女のからだ」
をめぐる問題とその運動に関わっている女たちが、
歴史と連続している課題、および連続しておらず
「いま」独自のものとなっている課題に、いかに
直面しているかを明らかにすることが期待できる。

まず法案作成の経緯と背景を見ていきたい。自
由民主党主導の下で「女性の健康の包括的支援に
関するプロジェクトチーム」（座長：高階恵美子参
議院議員）が設立され、2014年1月から3月にか
け、学者、医師等の協力を得て、法案策定と提出

⁴⁵ 比較ジェンダー史研究会「荻野美穂『女のからだ—
フェミニズム以後』2014年（自著紹介）」
http://ch-gender.sakura.ne.jp/wp/?page_id=5086 アクセ
ス 2014年9月12日。

⁴⁶ 本法案は、2014年11月21日に廃案。

へむけて議論が行われた。その結果をふまえ、「女性の健康の包括的支援の実現に向けて〈3つの提言〉」（以下：「提言」）⁴⁷がまとめられ、それに基づき法案が作成された。法案は6月17日、参議院に議員立法で提出された。提案者は座長所属の自由民主党に並び、公明党、みんなの党、新党改革の参議院議員ら4人で、法案は9月29日に開始された第187回臨時国会で継続審議にされ、成立する可能性が高いと推察されたにも関わらず、11月21日に一度も審議されないまま廃案となった。

法案の内容は、主に「女性の健康週間」（3月3日から1週間）の設置、女性の心身の特性に応じた保健医療サービスの整備、出産に必要な医療施設の確保、情報収集や相談体制の整備、調査研究の推進である。

法案に関する主たる論者の意見を次に見ていきたい。賛成する声も反対する声もあり、活発な議論が行われてきた。その一つの象徴的な場として、2014年9月6日に開かれた「リプロの視点から『女性の健康の包括的支援法案』について考える集会」に目を向けたい。「SOSHIREN女（わたし）のからだから」と「からだと性の法律をつくる女の会」を中心に、11団体の賛同を得て結成された実行委員会の主催の下、東京都文京区民センターで開催され、法案に賛同・反対の立場をとるそれぞれの研究者・政治家・運動家が集まり議論をおこない、観衆として130名ほどが集まった。SOSHIRENは、基本的に法案がそのままの形であるのなら廃案となることが望まれるとして、徹底的な議論を求めた。当日の配布資料に添付された意見書では、本法案に対してSOSHIRENが懸念する5点が挙げられている。一つ目に、内閣府開催の「少子化危機突破タスクフォース」が2013年5月に提案した「生命（いのち）と女性の手帳」の導入の検討が挙げられ、その内容の問題点⁴⁸との関連性が、この法

案の問題として指摘されている。二つ目の点としては、2014年6月の東京都議会のヤジ事件⁴⁹が挙げられ、具体的に「このような女性の人権を無視した発言が平然と行われる国や地方自治体の議会に、女性の健康についてどのような施策が期待できるだろうか」と述べられている。その文脈で法案におけるリプロダクティブ・ヘルス/ライツという概念の欠如という問題が指摘されている。三点目に、戦後初めての人口数値目標との関連に対する懸念が表現されている⁵⁰。四点目に、この法案では、女性をより安易に医学的研究開発のモルモットと化し、医療研究の産業化を推進するために利用されるおそれがあることが指摘されている。最後の点として、「女性活用」という現内閣の方針とのつながりの問題が指摘されている。「女性の健康の包括的支援法」と同時期に衆議院に提出された「女性が活躍できる社会環境の整備の総合的かつ集中的推進に関する法律案」の基本理念では「男女が、家族や地域社会の絆を大切にし……職業生活その他の社会生活と家庭生活との両立が図られる社会を実現すること」と「少子化社会対策基本法及び子ども・子育て支援法の基本理念に配慮すること」が主張されていた。その一方で、男女共同参画社会基本法や男女雇用機会均等法に関する言及は欠如していた。

さらに、2014年7月28日に東京新聞の「本音のコラム」において、本法案は宮子あずさによつ

のち）と女性の手帳(愛称別途検討)』の作成・配布に関する意見」<http://www.soshiren.org> アクセス2014年9月12日)。

⁴⁹ 東京都議会において、塩村文夏都議会議員への性差別的なヤジが飛ばされた事件。2014年6月18日の東京都議会において、妊娠・出産に悩む女性への支援策に関する女性議員の発言中に、「早く結婚した方がいいんじゃないか」などのヤジを契機に、「自分が産んでから」「それは先生の努力次第」、「やる気があればできる」などのヤジが飛び交い(朝日新聞の音声の分析で判明)、さらに笑い声も広がったとされる。

⁵⁰ 2014年6月に、閣議決定によって具体的な人口数値目標が提出された。「経済財政運営と改革の基本方針」によると、2020年から30年に合計特殊出生率を2・07まで回復させ、50年後も1億人の人口規模を保つという。戦時中(1941年)に厚生労働省によって「人口政策確立要綱」が決定され、「東亜共和圏の建設」を目的に、1960年までに「人口一億を目標とす」、「一夫婦の出生数平均五児に達するを目標として」設定され、「産めよ増やせよ」というスローガンが提唱されるようになった。

⁴⁷ 自由民主党「女性の健康の包括的支援の実現に向けて〈3つの提言〉」

https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/146_1.pdf
アクセス 2014年9月11日。

⁴⁸ 女性手帳の配布に対しても反対集会を行ったSOSHIRENの意見書によれば、「生命（いのち）と女性の手帳」（略称：「女性手帳」）の問題点は、産むこと、産まないことを選択、および自らの性／生をどのように生きるかを選択する女性の自己決定権の侵害と、少子化の原因が「女性の生き方」にあるかのように矮小化し、責任を女性に押し付けることにある（『生命（い

て皮肉っぽく「産め産め法」と揶揄して呼ばれた。彼女は、基本的に女性の健康に関する法律の必要性を主張するが、本法案の内容に対しての不安を表明している。具体的には、「リプロダクティブ・ライツの視点を入れるよう、再考を強く求めたい」というように、女性にとって不可欠な権利としてのリプロダクティブ・ライツが省みられていないことが懸念されている⁵¹。

賛成派にとって、今まで男性を中心に成立してきた医療制度に、女性の視点を持ち込むことが本法案への期待の要因であった。例えば、公益団団法人ジョイセフ代表理事・理事長である石井澄江、上で先行研究として取り上げた『中絶技術とリプロダクティブ・ライツ』の著者である塚原久美や、女性医療ネットワーク理事長を務める対馬ルリ子が法案を推進する立場の論者として9月6日の集会において発言した。

日本における中絶技術の「ガラパゴス化」の問題の改善、女性の健康に関する研究の発展、そして医療制度における女性の視点の導入の推進を法案に期待する塚原も、「リプロダクティブ・ライツ」の欠如を懸念していたが、法案をよい方向へのファースト・ステップとみなすことで賛成の立場をとった。塚原は、法案を「女の健康運動を前進させる」ための手段としてみようとしていたのである。

もう一人の法案の推進者であり、そして法案の作成に直接関わった産婦人科医の対馬ルリ子（対馬ルリ子女性ライフクリニック銀座院長・女性医療ネットワーク理事長）は、自らの医療関係者としての経験から、女性の視点の医療世界における欠如を懸念していた。このように法案におけるリプロダクティブ・ライツの欠如を問題視しつつも、女性の健康に関する法律がいち早く制定される必要性を強く訴えていた。

石井に代表されるジョイセフは当初、法案を推進する側の中心的な組織であったが、団体としては一旦推進活動を9月の時点から差し控えることとした。ジョイセフは次のようにその理由をホームページに掲載した。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツの要素はこれまで申し上げておりますよ

うに、この法案の精神に織り込まれておりますし、女性の健康に関する法律を『0』から『1』の状態にしたいとい願う気持ちは全く変わりありません。しかしながら、今は私どもが推進するリプロダクティブ・ヘルス/ライツの要素をもっと明確に文言に取り入れてもらえるようにさらに提言を強化していく時期に来ていると判断いたしました」⁵²と述べ、法案を支持することをやめた。

以上のように、賛否両方の議論の中心にあるのは「リプロダクティブ・ライツ」という概念とその欠如の問題にあるように伺える。ただし、法案の作成過程においては、その視点は完全に欠如していたわけではない。法案を作ったプロジェクトチームのヒアリングにおいても、さまざまな立場の研究者を招き、議論が行われていた。2014年1月29日に、塚原久美の「リプロダクティブ・ヘルス&ライツと中絶問題」という発表があった。『中絶技術とリプロダクティブ・ライツ』で明らかにされたように、塚原は、「リプロダクティブ・ライツ」を女性の非常に重要な権利として見なし、それをフェミニスト倫理の視点から論じる。こういった極めて進歩的な意見も法案の作成過程において聞かれたのである。さらに、「提言」において「我が国におけるリプロダクティブ・ヘルス/ライツの現状」に関して、「生涯にわたる女性の健康とその包括的支援についての学問的基盤が薄い」、「女性の健康の包括的支援に関する正しい知識の普及・教育は十分に行われていない」「児童ポルノ規制等幼少期からの系統だった性暴力被害防止対策が行われていない」と述べられている。にも関わらず、こうした「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の増進をめざす議論は、法案の審議の段階になって完全に削除されていたというのは興味深い事実である。

こういったことは、最終的には、本法案の目的が、女性のエンパワーメントではなくなり、SOSHIRENや宮子が懸念したように、女性自身の健康のためというよりもむしろ、活用される性としての女性の「健康」を担保するためのものとなってしまったことを示唆している。「産む性」とし

⁵¹ 宮子あずさ「本音のコラム 産め産め法」(東京新聞、2014年7月28日)。

⁵² ジョイセフのホームページ「『女性の健康の包括的支援に関する法律』に関するご報告」
<http://www.joicfp.or.jp/jp/2014/09/24/24381/> アクセス
2014年11月15日。

ての女性の健康を（男性主義的）社会のために増進しようとする、宮子のいうところの「産め産め法」として揶揄される由縁である。

女性の「健康の推進」の背景には「少子化」に並び、「女性活用」という方針もあったことが透けてみえるが、それは、2014年の「日本再興戦略」の中でも明らかにされている。安倍内閣が6月24日に発表した戦略の中に「女性の活躍推進のためには、女性の特性に応じた女性の健康の包括的支援が必要である。このため、与党からの提言等も踏まえつつ、所要の施策を総合的に講ずる」⁵³と述べられている。つまり、女性活用によって、「潜在的な人材」を生かすことが、本「女性の健康支援法案」の背景にあることが分かる。また、自由民主党の「提言」の中でも、法案の目的は明確に述べられている。例えば女性のライフステージのひとつとされている「出産期」において「辞めず、休まず、諦めず、授かった生命を安全に迎える環境の整備、出産前後の母体の急激な変化に対処できる支援環境の確保が必要である」⁵⁴と述べられている。また同じく「更年期」については、「夫や親の介護等家族の健康問題に対応できる体制の整備が必要である」⁵⁵と述べられている。ここでの問題点として、まず言えるのは現代におけるライフステージの多様性の反映の欠如である。現代日本の女性には、妊娠・出産しない、またはできないという選択や可能性もあるにも関わらず、女性は出産することが前提とされ、女性は子どもを生むべきという社会的な規範が再生産されている。さらに、女性の役割は、「ケア」であることが強調されている。今後の日本の成長戦略の一つの軸とされている「女性が輝く社会」においての女性の活用の推進が求められるにも関わらず、「男は仕事、女性は家」とする従来型のジェンダー役割分担はそのまま残り、男女の本当の平等が目指されているわけではないのではないのか。

本法案を女性のエンパワーメントとして理解する論者もいれば、その法律が成立すれば女性の身体の管理はより安易に国家や医療界によって行わ

れ、結局女性の自己決定権を侵害することにつながることを懸念する論者もいた。SOSHIRENのように、廃案を求めた運動体も存在した。法案は廃案となったが、しかしそれが「審議なし」で廃案となったことの意味合いは、賛成、反対の双方の立場へ冷や水を浴びせかけるものであろう。それは、「リプロダクティブ・ライツ」の是非が議論される以前の問題なのだ。法案が「廃案」となったこと背景に、女性そのものが周縁化されている社会状況、女性に関わる諸問題の軽視が政治世界において非常に根強い風潮となっていることが透けて見えるからである。

本法案に関する議論にみられる問題の考察を経て、女性の健康・女性の身体が今日でも管理の対象になり続けているのであり、女性の自身のからだに関する自己決定権を自分の手に取り戻す60年代から続いてきた運動・闘争が今なお続けられていることが理解される。荻野が問う「女のからだは誰のもの」⁵⁶であるかという課題のアクチュアリティが明確に浮かび上がってくる。

女性の健康が国の成長戦略のために促進され、女性が自らの身体の主人公であることが望まれているとはおよそ言い切れない状況下において、「女性の自由・解放」が目指されるとき、今いかに「女の健康運動」の精神が受け継がれるのかを、まず考えねばならないだろう。

おわりに

本稿における考察を経て、60年代においても現在においても、何よりも「女のからだ」は「戦場」であり続けてきたことが確認された。しかし、その実態は、時代状況や女性運動の成果そのものによって絶えざる変化に晒されてきてもいた。科学（生殖）技術の進展（代理出産、人工授精、卵子の凍結、中絶技術の向上など）、女性の社会進出に伴うライフスタイルや人生設計の変化（晩婚化、パートナーシップの多様化など）によって、現在、「女の健康」は新たな問題に直面していることには疑問の余地がない。荻野の『女のからだ』の主張、そして本稿の第三章で検討した「女性の健康の包括的支援に関する法案」についての議論を整理する中で、近年における二つの重要な変化が見

⁵³ 「日本再興戦略 改訂 2014—未来への挑戦」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf> アクセス 2014年9月3日。

⁵⁴ 「女性の健康の包括的支援の実現に向けて〈3つの提言〉」、7頁。

⁵⁵ 同上、7頁。

⁵⁶ 荻野『女のからだ』、236頁。

て取れた。一つは、「女の健康運動」についての議論の延長線上において、議論の焦点が、「産まない」ことから「産む」ことへシフトしたことである。荻野も『女のからだ』の第五章において紹介する⁵⁷『何でもありの子づくり』(未邦訳)⁵⁸では、「21世紀においては根本的なところは妊娠を終えようとするより、それを始めようとするのであろう」⁵⁹と述べられている。80年代に入ってから、晩婚化と女性の社会的役割の変化によって、「産むこと」をめぐる新たな問題が浮上した。「選択の自由」は変質しているのだ。今後も開発・発展していくであろう生殖援助技術を用いた手段によって、子どもを得ようとするを「女の『選択権』」の拡大として評価するのかどうか⁶⁰、「何が『女の利益』なのか」⁶¹など、フェミニストたちや「女の健康運動」にとって新たな課題が生まれている。取り上げた法案に関する議論においても、女性の健康に関する研究を推進する方針に対して懸念が示されており、その課題の具体例のひとつである。

もう一つの重要な変化は、「リプロダクティブ・ライツ」という概念の登場である。「女性の健康の包括的支援に関する法案」に見たように、60年代から始まった「女の健康運動」において議論された女性の自己決定権、生殖における女性の自由への要求が「リプロダクティブ・ライツ」という概念の登場につながった⁶²。この概念は、フェミニズムにとって重要な「武器」にはなっていると言えるだろうが、日本の例で見たように、その概念の実現と市民権の獲得への道のりは、まだまだ険しいと言わざるをえない。

女性の社会的地位における変化にも関わらず、経済的な利益のため、国家の利益のため、女性の身体が管理の対象になっているという懸念がフェミニズムにおいて相変わらず非常にアクチュアリティのある問題のまま今日まで続いている。むしろ、今日の少子化社会において尚更喫緊の課題となっている。女はまたもや産む機械のように扱わ

れるようになりかねない。本書のサブタイトルの「フェミニズム以後」とは、今日意気消沈してしまったフェミニズムの末路、などという意味合いでは決してなく、かつて女たちが闘いはじめた60年代の運動と、現在の女性の性・身体にかかわる運動との、それぞれの直面する問題の連続性を強調しているように思われる。導きだされるべき答えは、今日においてなお提出されていないが、「これから書かれるはずの未来の歴史のなかに求めることになる」⁶³。こう荻野が述べるように、「女の健康運動」はこれからを生きる女性の自由のための、最も大切な課題のひとつとして、継続されていかねばならない。

(Fassbender Isabel 東京外国語大学大学院博士後期課程)

⁵⁷ 同上、210頁。

⁵⁸ Liza Mundy, *Everything Conceivable* (Knopf, 2007).

⁵⁹ *Ibid.*, 第一章末尾。

⁶⁰ 荻野『女のからだ』、205頁。

⁶¹ 同上、240頁。

⁶² ヤンソン『リプロダクティブ・ヘルス/ライツ』、10頁。

⁶³ 荻野『女のからだ』、243頁。